

令和5年2月15日 行政経営改革推進本部会議

開催日時	令和5年2月15日(水) 午前11時00分から午前11時35分まで
開催場所	庁議室
出席者	辻川副市長、山本副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長
欠席者	まちづくり協働部理事
議事概要	下記のとおり

1 協議事項

(1)草津市PPP/PFI手法導入優先的検討方針の策定について

【資料1～4】

【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・昨年8月30日に開催した本部会議において、骨子を示していたもの。今回、本編が完成したので、次の2月定例会で議会説明を行うに当たり、協議するもの。
- ・資料については、1～4の4つで構成。1:概要版、2:本編、3:補足資料、4:幹事会および各部局からの意見等。
- ・資料1(概要版)については、第1章～第4章の4章立てで構成している。
- ・第1章では、本方針について、背景・趣旨等を記載している。人口10万人以上の地方公共団体については、PPP/PFI手法の導入を優先して検討するための基準を令和5年度末までに策定するよう国から要請されている。要請を踏まえ、「草津市公共施設等総合管理計画」、「草津市行政経営改革プラン」、「第2期草津市財政規律ガイドライン」等に基づき、内閣府の支援を受けて策定するもの。
- ・第2章では、PPP/PFIの概要について記載している。
- ・第3章では、PPP/PFI手法の導入の詳細について記載している。対象範囲は、公共施設等総合管理計画の体系に位置付ける公共施設等および公共施設等に付随するサービスとしている。
- ・第4章では、「優先的検討プロセス」として、具体的な手順を記載している。策定後は、事業費の総額が10億円以上(建設、製造、改修を含む、ハードに係るもの)、また、単年度の事業費が1億円以上(運営:ランニングに係るもの)の公共施設整備事業のうち、いずれかの基準に該当するものについては、ステップ1～4の優先的検討プロセスを経て事業を進めることとなる。
- ・優先的検討プロセスの基準については、別途、資料3で整理している。今回、策定する方針の基準(ハード10億円、ランニング1億円)は、国が示す基準を用いている。令和3年度時点で、基準を策定している団体を整理した表を掲載しているが、今回、国から要請があった人口10万人以上(20万人未満)の団体において、先進的に策定を行っている都市が22ある。この22の都市のうち、ほとんどの都市が国の指針と同様の基準としている状況。また、過去5年間の近畿圏のPFIの事例を掲載しているが、記載のとおり、PFIが成立する事業の規模として、10億円以上と設定することが妥当と考えている。
- ・資料2は本編で、詳細を記載している。なお、全庁的に内容を照会し、幹事会の協議を経た上で策定しており、いくつか意見等をいただいたため、資料4で整理している。主な意見としては、PPP/PFI手法の

導入・公共施設の整備について、意思決定をどのように、どのステップで行うか、という指摘があったため、イメージいただけるよう、14ページの図で整理している。公共施設の整備等について、10億円の規模となると、基本構想、基本計画等を策定することが想定されるが、その策定過程（庁議、パブコメ、審議会、議会報告等）において、併せて、赤枠の優先的検討プロセス：ステップ1～ステップ3（簡易な検討）を行う。基本計画等の策定に当たっては、手法として、委託することが想定されるが、その場合は、委託業務の中にPPP/PFI検討支援業務を盛り込むことについて検討いただく必要がある。なお、国等の支援もいくつかあるため、直営で行うことも否定はしていない。

・幹事会での主な意見としては、検討対象事業について、ステップ4の「詳細な検討（導入可能性調査）」段階から、財政運営計画に計上することとしていたが、それよりも前の段階（基本計画の策定段階等）から計上する場合もあるのではないかといった意見を踏まえ、「財政運営計画」の位置・文字を削除した。また、「基準を満たすと、必ず検討の対象となるのか。更新・改修等の事業について、事業の性質やスケジュール等によっては、PPP/PFIの手法の検討を行うことが難しい場合もある。」といった意見を踏まえ、「優先的検討の対象外とする事業」に、施設や事業の性質上、PPP/PFIの手法に馴染まない・見込みがない事業」を追記した。

【主な質疑・意見】

・方針を策定した後、執行原部のみが導入を検討することとなるのか。総合政策部は関与するのか。

⇒12ページにおいて、検討に当たっては、総合政策部をはじめとする関係部署と協議しながら、施設のあり方や、公共施設のマネジメントとの整合性の視点、優先的検討要件等から、官民対話の実施等を通じて導入を検討することとしている。また、15ページにおいて、制度所管部署として、担当部署との協議や、国の支援・地域プラットフォームの活用に係る調整等を行うこととしている。適宜、協議には対応する。

・方針案に基づき、検討を行った事業については、諸課題が整理された状態で財政運営計画の要求があると考えてよいか。

⇒財政運営計画への計上のタイミングについては、幹事会でも議論があったところであるが、基本計画等の策定段階から要求がある場合も想定しており、その場合は、整理できていない事項もあると考えている。

(2) ネーミングライツの導入に関するサウンディング型市場調査結果および草津市ネーミングライツ導入指針の策定について

【資料5～8】

【経営戦略課長より資料に基づき説明】

・公共施設等へのネーミングライツの導入については、昨年9月30日に開催した本部会議等において御意見をいただきながら進めてきた。当初は、導入の指針を策定することのみを諮っていたが、庁議の過程で、そもそも需要があるのか、事業者が求める内容を把握した上で策定した方が良いのではないかと御意見を踏まえ、調査を経て指針を策定する方向性とした。今回、調査の結果を報告し、それらを踏まえ、導入に係る指針を策定したので、協議するもの。

・資料5では、調査の結果を整理している。庁内照会により選定した対象施設について、昨年10月～12月の間で、事前アンケートにより「ネーミングライツを希望する施設」、「ネーミングライツの事業化に係る課題等」を把握し、調査への参加を受付した後、サウンディング（対話）を行った。

・事業者等への営業活動を行った結果、導入を希望しない回答も含むアンケートの受付件数は44件で、（仮称）草津市立プールについて、提案があった。また、具体的な提案はなかったものの、一定の市場

性があるのではないかといった施設や、導入を希望しない理由をヒアリングし、整理している。

- ・今後の方向性として、今回の提案内容や県内自治体の基準を踏まえ、「草津市行政経営改革プラン」および「第2期草津市財政規律ガイドライン」に基づき、指針を策定する。指針については、内部のマニュアルという位置付けで、議会には報告しない。また、本日の都市再生本部会議で説明があったとおり、指針に基づき、令和6年度に供用開始予定の(仮称)草津市立プールへのネーミングライツの導入を進めていく。
- ・プールを除く既存の施設については、民間事業者のニーズやタイミングが合致した場合によっては、対象となることも期待されることから、施設の新設や、大規模改修、事業者から提案があったときなど、適宜、担当部署と協議させていただき、導入の検討を行いたいと考えている。
- ・資料6では、指針の概要を記載している。基本的な考え方として、導入対象「文化施設、スポーツ施設、観光施設、道路、公園等の公共施設」とした。当初は、イベントも対象としていたが、幹事会での議論を経て、導入の進め方や、協賛金を得て行っている事業との兼ね合い、導入により実施の目的や意図が不明確になり、参加者等が困惑することも考えられることなど、課題が多いことから対象外とした。なお、既に愛称が付けられている公共施設等については、原則、対象外として考えているが、民間事業者等から導入の提案があった場合は、検討を行うこととしている。その他、契約期間(原則、3年~5年)、公募期間(3か月以上)、周知期間(5か月程度)、選定方法(内部委員)等、県内自治体の事例や基準、今回の調査を踏まえ、整理している。
- ・事業者の選定に係る主な審査基準として、県内自治体の基準や庁議での指摘等を踏まえ、YMITアリーナの審査時にはなかった「提案内容」、「契約期間」を設けた審査項目・配分点とする。また、審査に係るポイント、評価方法を指針で整理しており、県内自治体の基準と同等の表現としている。
- ・資料7は指針の本編。詳細内容を記載しており、当該指針に基づき、プールへのネーミングライツ導入を行う予定。
- ・指針の策定に当たっては、先月26日に開催した(行政経営改革推進本部会議)幹事会での議論を経た上で、策定しており、いくつか御意見をいただいたため、資料8で整理している。

【主な質疑・意見】

- ・事業者の選定手法について、プロポーザルの手法と比較すると異なる点があるが、どのような考え方に基づくものか。
- ⇒ネーミングライツについては、財源確保、シティセールス、施設の利用者数の増等を目的としたものであり、各業務・事業のプロポーザルによる選定とは性質が異なると考えている。価格以外の要素を踏まえ、最も適した事業者を選定する点において、プロポーザルと同様の趣旨であると考えているが、導入に係る審査の手法や項目、配分点等について、県内自治体の基準やYMITアリーナの事例を踏まえ、基準を1から作り、幹事会の協議等を経たものであることを御理解いただきたい。(若干異なる部分もあるものの、)基本的な考え方は、県内自治体のものと同内容となる。

2 重要報告事項

(1)大規模事業の実施状況の確認について

【資料9】

【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・昨年7月29日に開催した本部会議において、骨子を示していたもの。行政経営改革プランのアクション・プランに基づき、行政経営改革推進委員会(外部委員会)において、大規模事業の実施状況の確認を行ったので報告する。
- ・不特定多数の市民が利用し、総事業費がおおむね5億円以上の公共施設:クリーンセンターとYMITアリーナを対象として、昨年9月の事前説明・現地の視察等を経て、10月に実施した。2月17日に委員会に結果を報告する。
- ・実施内容として、各項目を4段階により、それぞれの委員から評価いただいた。数値は平均値で、いずれの事業も「3」以上のおおむね良好な評価となった。委員会からは、「クリーンセンターについては、価格面だけでなく、民間事業者からの技術提案等を含めて評価する「総合評価方式」により、効率的な設備が導入されている点等について評価できる。また、野村公園については、中心市街地の活性化や国民スポーツ大会等を見据え、充実した観客席が整備されており、防災拠点としての機能も兼ね備えている点等について評価できる。両事業について、今後も、適切な運営を継続されたい。」との総括評価があった。

【主な質疑・意見】

- ・特になし

(2)令和5年度当初予算概要「事務事業の整理合理化」について

【資料10】

【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・令和5年度当初予算概要については、総務部から報告があったところであるが、「事務事業の整理合理化」については、昨年から、事業費削減額の内訳資料を議会に提出しており、照会を経て内容を取りまとめたので報告する。
- ・当該資料については、議案の発送に併せて議会に送付する。当初予算概要と同様に、取扱いには注意の上、関係部署については、予算常任委員会等での対応をお願いしたい。

【主な質疑・意見】

- ・特になし

3 その他

- ・特になし

概要作成担当	草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話	077-561-6544
メール	keiei@city.kusatsu.lg.jp